

# 総務文教委員会記録

令和4年3月23日（水）  
10時00分～12時10分  
全員協議会室

- 【委員】 永見委員長、三浦副委員長  
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員
- 【委員外】
- 【議長団】 笹田議長
- 【総務文教委員会 所管管理職等】  
（地域政策部）邊地域政策部長、濱見人権同和教育啓発センター所長
- 【事務局】 下間書記
- 

## 【議 題】

- 1 【取組課題】ダイバーシティの推進について
  - (1) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  - (2) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について【Vol.64 2月号】
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 その他

【議事の経過】

[ 10 時 00 分 開議 ]

永見委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。本日の議題はレジュメのとおりで、取り組み課題「ダイバーシティの推進について」の議論を進めていくために開催させていただいた。先般の委員会で報告があった第4次人権教育啓発推進基本計画と男女共同参画推進計画は、まさにそうした多様性社会や共生社会の環境を実現するための実行計画である。今回改正された計画は、以前と比較しても、文言や表現において現在の社会状況の変化を捉え、配慮された部分があると思う。

本日はこれから計画の策定経緯や、主な改正点等を担当課から説明していただき、計画の現状把握と内容について理解を深めたいと思っている。部課長におかれては定例会議終了の後ではあるが、引き続きどうぞよろしく願います。

また次回以降については、現状求める将来像との差異や課題を委員間で話し合うとともに必要な環境整備等を検討し、場合によっては執行部に必要な提言等を行っていきたいと考えているので、よろしく願います。

1. 【取組課題】ダイバーシティの推進について

(1) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について

永見委員長

では担当課からご説明をお願いします。

人権同和教育啓  
発センター所長

今日は「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」と「浜田市男女共同参画推進計画」の説明をしたい。

二つの計画、まさにまちづくりの根底にあるというか、地域づくりには欠かせないことだと思っている。このたび3月に2本の計画を改定したが、そのことについて、これまでの世の中の現状に合わせたようなアップデートを行っている。その思いを今日説明させてもらえたらと思っている。これがダイバーシティの推進について一助となればと思っている。

まず人権のほうから説明する。進め方としては、この計画をつくる大前提で国や県がどのようになっているか、それを受けて浜田市がいつごろつくったのか、そういう説明をして、次に取組課題について人権は12項目あるのだが、それを少し説明したい。最後に今回の計画を改定するときどういう思いが入っているのかを説明したい。よろしく願います。

ではお配りしている資料を上から順に説明する。

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長

人権についてのご説明をいただいたが、この説明内容について皆から何か質疑があれば願います。

大谷委員

国・島根県・浜田市の比較表の中の5番目、浜田市が取り組む人権課題の中で12番の⑦その他の人権問題として、想定している事柄は何か。

人権同和教育啓  
発センター所長

その他については、今想定しているものについては全て列記してあるが、今後4年間で社会情勢がかわったときに生まれてくることについても

取り組みを行うという意味でつけてある。計画の34、35ページが「さまざまな人権課題」ということで羅列してあるが、その最後にその他の人権問題とある。それは今ここに挙げてないものについても、もし生まれてきた場合には取り組むという意味で記載している。

永見委員長  
西田委員

ほかにあるか。

6番目の、浜田市への人権教育啓発推進基本計画策定委員会での意見と検討結果の(1)、SDGsへの取り組みを追加したとのことだが、SDGsの細かい中の、こういった開発目標についてということがあったのか、それともSDGsの開発目標としてふわっと追加されたのか。何か具体的なものがあったのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

回答としては、ふわっとした感じで入れている。ただSDGsは17のゴールと169のターゲットがあり、まず大前提として、ジェンダーの解消があり、それはまさに人権の話なので総論の中に入れていいることと、82ページに持続可能な開発目標SDGsということで、ここに図を入れている。意味合いとしては、大前提としてはジェンダーの解消があるので、それを基底に置きつつも、具体的にでは何番の目標が人権にあたるといった個別のことまではうたっていない。

芦谷委員

36ページ、いつもこういうことで関心を持つのは、結局計画や条例をつくっても一体どうなったかという話である。これを拝見して、まず2番の進捗状況の調査・検討等とある。これは決まっているから仕方がないが少し弱い。文言も少ない。一体これで本当に進捗状況の調査・検討をされるのかという心配がある。その証拠に下のアンケートを拝見すると、人権のことが尊重されているという人が減っている。前回よりも2.1ポイント下がり、どちらかといえばそう思うも下がっている。ずっと委員会をつくっているとおっしゃるが、大事なものは上の人たちの団体の代表の委員会よりも、実際の市民間に入り込んで、シンポジウムや啓発といったことが足らなかったのではと感じる。見解を伺う。

人権同和教育啓  
発センター所長

36ページのグラフ、これがまさに、うちが人権や男女の話を啓発している結果が現れるものだと思っている。これは市長からも言われている。これを上げていくことが私たちのやるべき仕事だと。したがってこの進捗管理については今回計画した中で、何らか追っていきたい。

今回このグラフが載っているのは令和3年2月に意識調査した結果である。その当時集計して分析した結果は、「どちらかといえばそう思う」が減って、「どちらかといえばそう思わない」というのが増えている。

これは私たちの分析なので、自由意見が書いてあるものを読んだ結果で分析してみるが、たまたまこのときは大きな事象が結構あった。女性プロレスラーが誹謗中傷を受けて自殺したり、オリンピック委員会が世界に向けて女性を軽視する発言があったり、たまたまそういう事象がちょうどこのころにあったため、自由意見にそのことに関する記載があった。人権、人権と言いながらも根底では尊重されていないことが起こっているという意見が結構あった。それが現れているように感じている。言い訳になってはいけませんが、それにしても私たちの取り組み、啓発、教育については、継続的に施策を打ち、この数値を上げていく努力を継続しなければいけない。

芦谷委員

私も人権同和団体に関係している。そこに出入りしているので、そういう声もある。この傾向、数字をきちんと見なければいけない。市民の理解が進んでない。副市長をトップとする協議会が新聞などに出たりするし、講演も聞く。もっと学校や女性など、幅広い末端へ啓発するような事業が必要かと思っている。お願いします。

地域政策部長

実は今回の第4次計画に当たり第3章の中に、施策の推進ということで、書きぶりが不十分だどのご指摘もいただいたが、実は第3次計画の中にはこの施策の推進や推進状況の調査・検討という項目自体がない状況にあったため、今回こういったアンケート調査も踏まえて項目を追加した経過もある。ご指摘いただいたような啓発活動もしっかりしていく必要があるかと思っている。

永見委員長

今日はせっかく執行部に来ていただいているので、現状の状況をしっかり確認していただきたい。個々の意見などは今後、設けていこうと思うので。

三浦副委員長

国・県・市の動きのところで、県・市は条例がないことになっているが、こうして比較したときに基本的には基本計画がある上には考え方を定める条例があって、という整理がされるのが自然なように思うが、このあたりについては第4次計画を策定される際に、条例のない部分について委員から意見が出たか。

人権同和教育啓  
発センター所長

県・市、また他市も、条例がないのだが、このことに対して委員から、条例制定が必要だというご意見はなかった。うちが最初から計画の素案に条例の検討をすることを入れていた。それに対して特別な意見はなかった。

三浦副委員長

理解した。委員会での意見と検討結果の(8)だが、児童の権利に関する条約と障がい者の権利に関する条約の概要を注釈として追加したとあり、こうした児童や障がい者の権利というものに関しては、今回策定された計画などの中に盛り込む形で位置づける方針なのか。

先般のはまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）でも、浜田市子どもの権利条約をつくるべきではないかという意見を述べられた方もいて、今後議会でも取り扱っていくことになっているが、そうしたように特定の子どもたち、あるいは障がいを持つ方の権利、そのものを条例化したり、あるいはもう少し抜き出して細かく計画を策定するなど、いろいろ考え方はあると思うが、そういうところの整理の仕方は、センターではどのように考えておられるか。

人権同和教育啓  
発センター所長

児童の権利と障がい者の権利の条約のことを記載しているが、それはまさに委員から出た意見で今回載せている。個別の条例や計画は、市町ではたくさんある。浜田では子どもに関してはない。障がい者はあったかと思う。今回働きかけがあり、当然、人権にも話が来ており、こういう条約があると注釈で載せている。条例をつくる話になると、例えば子育て、福祉と連携して条例の検討をしていく必要もあるかと思う。

三浦副委員長

今回、浜田市が取り組む人権課題の整理をされる中で、災害に伴う人権ということで、東日本大震災の背景があるとのことだった。ここ数年、コロナがあって、市長等からも誹謗中傷は絶対にだめだと、注意喚起されるような機会も多かったように思うが、災害に伴う人権など議論の中

人権同和教育啓  
発センター所長

でコロナに関する意見は協議内で出てきたか。

コロナの話でいくと感染者等で議論が出た。計画でいうと25ページに出ている。もともと感染者等はエイズやハンセン病などが想定されていたが、新型コロナウイルスを入れている。本人、家族、エッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷をやめようということを、ここで重点的に上げた。災害に伴う人権の話では、学校現場で数件、事例があったと聞いている。移住者が学校になじめなくて行けなくなったということがあったので、12番のさまざまな人権課題のところ今回追加している。10年前の話なので現在もそうなのかといわれると、浜田市ではそのようなことは現実的には起きてないので、取り組みを進めては行くが、さまざまに取り上げる人権問題のうちの一つという程度で抑えている。

委員会内で議論があったかという話になると、コロナの話はあったが災害の誹謗中傷は特になかった。

永見委員長  
肥後委員

ほかにあるか。

浜田市が取り組む人権課題の12項目の中で、例えば8番の犯罪被害者とその家族とある。取組課題として挙げられるのは嬉しいが、実際にこの被害にあった方の話を聞くと酷いものである。取組課題に挙げて何ができるのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

犯罪被害者とその家族の人権の取り組みについては、計画の27ページ、続けて28ページが刑を終えて出所したところを載せている。取り組みの方法については下段、公益社団法人島根県サポートセンターなど、犯罪被害者等に対する周知に努める。これくらいのことにはしている。

刑を終えて出所した人には復帰センターがあるので、センターや地域の取り組みを記載している。

肥後委員

具体的には周知に努めるというところで切っただけである。その後、例えばサポートセンターと相談されても差別や誹謗中傷をとめる力は本人にはない。この点については何か具体的な取り組みはあるのか。

今回は犯罪被害者の例だが、全ての人権課題で同じだと思っている。継続的な啓発、教育、これがうちでできることの最終手段かと思っている。相談窓口の案内はそうだし、当事者がそこで相談を受ける、財政的支援を受ける用意はされているのだが、その方に対する周りの気持ちや意識が後ろ向きな方が多い。我々のすべきことは、継続的な周知である。実際にその人とかかわってみたら普通の人だった。偏見を持っていた、犯罪者は怖いと思っていたが、普通の人だった、一時の迷いだだった。その方とかかわればわかるというか、ほかの人権課題も全てそう。自分と違う人が怖かったり、偏見を持ったり、という気持ちがどうしても人間にはあるが、そこを解消するためには相手を知ること。それをするために行政に何ができるかという、啓発や教育。それを継続していくこと。それで皆の意識が変わってくればというのが、全ての人権課題の解決方法だと思っている。

西田委員

私の最寄りのまちづくりセンターで同和問題の会が定期的に会合を行って啓発をされている。浜田市内の地域の取り組みは今どういう状況か。

人権同和教育啓  
発センター所長

人権問題について教育・啓発する拠点の一つにまちづくりセンターがある。まちづくりセンターで研修を行ってくれと言っている。令和2年度

の数字でいくと、全26館のまちづくりセンター全てで開催はできてないが、1か所で2、3回行われるところもある。18館、のべ50回前後の開催だったと思う。

小中学校なども人権問題を取り組んでもらっている。生徒会やPTA主催のものがある。県外から有名な講師を呼ぶ際にはうちがそのお金を幾らか出すといった取り組みもしている。

また教職員向けの人権教育を年2回やってもらうよう、計画を出させて、その進捗管理をしている。全教職員向けの研修を年2回実施している。

その他は、協議会等の主催する一般向けの講演会。組織が年1回くらいは行うので、5地域合わせると10回弱くらいはやっているのでは。

三浦副委員長

各まちづくりセンターがそういう活動を行われる中で、全市的に偏りがなく行われているのか。その活動の重要性をまちづくりセンターの方々に共有しながら、どういう活動をするかは現場の方にある程度裁量を委ねられているのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

おっしゃるとおりで、濃淡がある。力を入れているまちづくりセンターはある。ある地域では年4回やるところもある。2、3年前に1度やったというところもある。今回、策定委員会でもまちづくりセンターの代表者が委員におられたので、そういう意見が出た。全市的な取り組みの必要性を私たちも考えている。

今回、教育振興計画にも上げているが、まちづくりセンターでの講演会を4年間で何回やるかの目標を立てており、それを達成するためには、よそのまちづくりセンターでどういう講演会をいつやって何人集まった、そういう一覧をうちでまとめて、ほかのまちづくりセンターにも提示してみたら、今までどこに声かけてよいかわからなかったが呼んでみようかとか、評判があったのでうちでもやってみようかとか、そういう声があがるのではと思っている。

うちの教育指導主事が、講師を派遣するのは広報に載せているがまちづくりセンターにも案内する。

三浦副委員長

濃淡があるという現状認識と、先ほど芦谷委員が指摘された36ページの認識調査結果、これを重ね合わせて、例えば活動が年4回などしっかりされているまちづくりセンターがある地域の回答はやはり意識が高かったとか、そういう分析はされているか。

人権同和教育啓  
発センター所長

地域ごとの分析はできてない。面白そうだが。今回は少数でしかやってないので。無作為でやっているのも地域で集計が難しいかもしれないが、もしかしたら傾向に表れるかもしれない。

三浦副委員長

今回更新されたこの計画があって、実際に市民の意識がこうなることを大きなゴールとして設定されて推進していく。数字を上げていくために研修会や人権啓発の広告を市報に何回載せるとか、具体的な事業を計画されると思うが、アクションプランはどうなっているか。この計画に基づく事業、大きなゴールを達成するための各事業のKPIみたいなものは設定されているか。

人権同和教育啓  
発センター所長

施策の推進体制は必要だということ今回盛り込んでいるのだが、これを例えば数字で表すことは、計画を見てもらうとわかるが数値目標的なものはほとんどない。何かというと、これは県もうちもそうだし県内

他市町村もそうだが、計画と言いながらほとんど指針に終わっている。計画とうたっているのが三つくらいしかなく、ほかは方針や指針という名称になっている。計画となると何の事業をして、数値目標を立てて、何割達成できたのか、何年で達成するのか、その進捗を追っていく推進体制が必要だが、そうになってない。その辺については推進委員からも指摘が出た。数値目標がないがどうやって追うのかと。

10回やるということを、8回しかできなかつた、12回できた、それで進捗を追えると思うが実はそうになってない。私もこの理由は何かと思っていたが、人権精神は数字で計れるものではないという逃げかもしれないが、根底にあるものなので改善していこうというよりは継続していこうということから入っている。例えば10回を20回に、20回を30回にしたとって最終的に関心があるという数字が上がるか、下がるかは見えてこないの、よそも数値目標は上げてないのかと思う。うちも上がってない。しかし数値で上げられるものはあると思う。何人呼ぶという目標をつけ、示しておきながら進捗を図ったほうが、結果がわかりやすい。そのようになってないのが現状である。

今回、推進体制をうたったので、最終目標は今度の計画を更新するときの意識調査のときに数字が上がることが一番だが、それまでの進捗についても庁内の連絡会議をつくる必要はないかといった意見もいただいているので、そういうことも検討していきたい。

三浦副委員長

そうなる浜田市においては条例という基本的な考え方を定めたものがない中で、方向性を示したような、しかし計画と銘打った基本計画があるという中で、そういったところを整理する意味でも、人権については条例という普遍的な考え方を市として示すべきだというのが、執行部が持っている方針か。

人権同和教育啓  
発センター所長

おっしゃるとおりである。条例制定となると仕組みがうたわれる。例えば市町村の責務、市民の責務、いろいろあり、恐らくは組織的なものがかかわってくる。進捗を追う推進体制を条例にうたってしまうのも一つの手かと想定している。それをつくれば計画についても条例内にうたって、例えば数値目標を上げていくような仕組みにしてしまうなど。

永見委員長  
大谷委員

ほかにあるか。

啓発することで中傷を防ぐ環境づくりをしていく。しかしそういう事案が出てきたときは相談センターが対応する。相手が特定できるときは直接話ができるが、不特定だった場合、単なる周囲の噂のように誰が言っているかわからないときの対応はどうするのか。それを苦しめた本人がさらに深刻な状態になったときは。要請だけではなかなか中傷をとめられない。であれば、行政から警察への連携体制などはどうなっているか。

人権同和教育啓  
発センター所長

事象を今すぐやめてほしいときの相談窓口については、行政が横の機関との連携を強める必要がある。今回の計画策定委員会の委員も、人権課題の多方面にわたる人たちを呼ぼうということで人選している。計画の84ページに今回の計画策定委員が出ており、それぞれ例えば、障がい者、外国人、女性、さまざまな分野から呼んでおり、横の連携ができていっていると思っている。発生事象が、特定できて相談できれば一番早いですが、

そうでないときに各相談窓口からさらに警察に行くかもしれないし、もしかしたら経済的な支援の話になるかもしれないし、組織的な話になるかもしれない。どこで解決できるかについては個別の事象になるかどうかと  
思っている。

もう1個は起きてしまったときに、相談を受ける窓口があるとしても、なぜ起きたのかという話は当方の施策が足りなかったと反省するべきだ  
と  
思っている。例えばコロナでもそうだが、誹謗中傷が起きてインターネット上の書き込みが増えてしまったときに、今、市からは誹謗中傷を  
辞めてもらいたいというメールは送っているし、ホームページにも出しているが、それでもすごいことになってしまったら、何か別の施策を打  
たなくてはならない。行政としては何ができるか、今の施策でよいか悪  
いか、そういうところを反省することになるのでは。当事者の相談は横  
のつながりで解決に導きたい。

大谷委員

本当に人権を棄損するような事案が出たとき、当人は即やめてもらい  
たいのだから、何らかの強い力でやめてほしいという思いに至るのでは  
ないかと思うが、条例制定で一つの方針が出てくると警察もその条例を  
もとに動ける可能性があるのかと  
思ったりもするが、その点はどうか。

人権同和教育啓  
発センター所長

警察の動きができるかどうかは私にはわからないが、基本的に人権相  
談全般でいくと、国が人権擁護委員をつくっている。浜田は法務局の浜  
田支局に窓口がある。まずはそこになると思う。条例ができたから浜田  
市が解決に導けるといった話になるかどうかはわからない。

最近よくあるのは、インターネット上の誹謗中傷の記事削除などの動  
きである。法務局へ相談した結果、法務局がプロバイダーに働きかけて  
削除するといった動きはあるが、やめるために警察が動くという話は私  
にはわからない。

地域政策部長

条例はこれからなので、つくり方にもよるとは思うが、条例をもって  
直ちに警察に動いていただくというようにつくり方はなかなか難しい。  
ただ、例えば、刑法であったり警察が所管する法律に抵触するような事  
案があった場合には、直ちに警察と連携して動いていただくような対応  
はもちろんするべきだ  
と思う。

大谷委員

とにかく被害を受けている人を救うという意味合いで話をさせてもら  
っているが、どうしても国の法律は時間が掛かってしまうので、条例制  
定する、当然、緻密な論議は必要だ  
とは思いますが、条例制定する中で被害  
者を救済するとか、被害が広がらないように。各行政機関が連携する中  
で、苦しませることがないようなことは考えるべきだ  
と思った。どこま  
で可能かわからないが、検討すべきだ  
と思った。

人権同和教育啓  
発センター所長

条例制定に向けて組織をつくる。その委員会の中では背景をまず皆に  
勉強してもらうことも必要なので、今日のような大前提のあらましを説  
明することがあると思う。即座にとめられる手法などをこちらからも話  
をして、議論したい、議題の中に一つ含めたい。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

ではこの項目を終了する。開会后約1時間たっているので、ここで暫時  
休憩したい。再開は11時10分とさせていただきます。



[ 10時 58分 休憩 ]

[ 11時 10分 再開 ]

永見委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。

## (2) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について

永見委員長

説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長

委員から質疑があればお願いします。

芦谷委員

計画期間が先ほどの人権教育・啓発推進基本計画は総合振興計画に合わせて令和7年になっていたが、こちらは令和9年になっている。この違いは何か。

人権同和教育啓  
発センター所長

国の基本法には国の方針に則って県の方針を、県の条例計画には県の方針に則って市町村はつくれと書いてあるのでそれを尊重した。県は令和4年度から8年度までの計画にしている。うちもそれに則って1年様子を見て9年度にしようという考えからまず動いている。ほかの計画も総合振興計画にならって4年間であり、うちだけ県計画に則って期間を定めたが、社会情勢の変化などに対応する場合、状況に応じて見直しを行うと一応記載して、基本は6年間、もしかしたら短くする可能性も残した。

芦谷委員

拘らないが、考え方として総合振興計画に合わせるのが自然だったと思う。また、女性の参画の審議会の表があるが、見るとおおむね女性の参画が進んでいる感じがするが、この辺は前のときよりどうだったのか。また、推進委員会に報告して議論してあるのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

計画の50ページに審議会等への女性の参画率の数値と、目標を掲げている。51ページも含めて33個出ている。今回の目標の中で具体的には、女性が一人もない審議会がいくつもある。まずはこの計画期間で、女性がゼロ人の審議会をゼロにしようというのが一つの目標で、女性の割合を増やそうと。女性比率40%まで高めようとして掲げている。

これが増えてきたかという話だが、最初に定めたころより増えているが、まだまだ県内の中では低いほうである。島根県は40%を目標に掲げていて、それをほぼ達成している。浜田市では達成できてない。率が高い市町村が何をしているかを勉強すると、それぞれの審議会や委員会の要綱に女性4割を明記してもらっていると。そして進捗を報告せよと。選定委員会の中に、4割が明記できないなら理由を報告せよという手法を使っている分、進んでいる。浜田市はまだそこまで至ってない。

去年から取り組んでいるのは、策定委員会など委員の推薦などを出すときの依頼文書に、若者や女性の委員登用を積極的に配慮いただくようにというお願いを加えるようにしている。特に若者は増えてきているし、女性も少しずつ増えてきている。ただ40%という目標を達成するには、他市のような方法を使わないとなかなか難しいかと考えている。

今回の計画については、計画を進捗する組織がある。まず庁内の連絡会、これは各課の課長が集まる。そこで進捗を報告して分析した後、男女共同参画推進委員会という外部委員会があり、そこに報告する。これ

は毎年行っている。これは数値目標に対してどうだったか、どういう取り組みに効果があったか、またはやらなかったか、という報告を推進委員会に毎年行っている。

芦谷委員

今の説明は50ページ上段の表の、広域を除く31の審議会の27.7%とあるのを40%にするということか。

人権同和教育啓  
発センター所長  
芦谷委員

そうである。

その前のページの、5の数値目標の設定、目標値に令和9年というのがある、前の表にあえて令和7年、6年があるのだが、これは何か意味があるのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

令和7年とあるのが、市の係長級以上の役職への女性登用比率で、人事課が絡んでいるものがほとんどだと思う。令和6年は子ども子育ての話。それぞれ人事課では、女性の活躍推進法に基づく目標値を掲げており、この計画を迫るのは令和7年。その数値をここへ持ってきておられる。男女共同参画の大枠の話なので、令和9年と計画しているが、人事では市の女性活躍目標をつくり、子育ては子育てで目標をつくっている。その数値を流用しているイメージである。

永見委員長  
西田委員

ほかにあるか。

国際的にも、日本なのか島根県なのか浜田市なのか、遅れている。意識が遅れているのか、実際の取り組みの数値的にも遅れている。先進地だと女性のほうがリードしているくらいのところもあるが。目標が現状の中で限りなく可能に近いのか、それとも少し無理をした目標設定されてないのか。現状と目標のギャップはあると思うが、感覚的にはどうか。

人権同和教育啓  
発センター所長

おっしゃるとおり、国際社会から比べると日本はかなり遅れている、私もそのように認識している。今回の数値目標や目標設定について、努力はする方法をもちろん掲げているし、そのとおりに進めれば目標に対する施策は打ってけるので、達成できないこととは思っていない。特に審議会の数値目標だと6年間で目標まで達成するのは大丈夫だと思う。数字ははっきり言えないが、例えば管理職の登用、育児休業の取得も、今効果が出ているので、目標に近づけるのではと思っている。

子育てのほうの、認定こども園の一時預かり事業と少子化の話がどう絡んでくるかという心配があるにはある。無理な数値を掲げたつもりではないので、現状より高めではあるが5年間でやれることはたくさんあるのではと思っている。

もう一つ、国際社会から遅れているという話をさせてもらおうかと思っている。基本理念が五つあって、5番目は国際的協調なのだと。今回のこの計画内に国際的協調のために何をするかは実は入ってない。県も入ってない。国は少しだけ入っている。そういう職員を配置するという目標を掲げている。第3次計画では五つの基本理念に対して五つの基本目標だったので国際的社会目標があった。何をしたかという、子ども美術館の活用においては、外国の作品を集めたり、外国の定住者を増やすという話があった。それは男女共同参画の話かという、各課が各業務をする上でやっていることをこれに載せるのは少し違うという話が出て、そのとおりだと思う。男女共同参画の施策のために各課がやっている事

業に男女共同参画の視点を入れたものをここに載せようというのが正しいとなったときに、こども美術館の取り組みなどは違うという意見が出て今回は落とした。県を見てもなかったの。県に国際的協調とは何があるかと聞いたら、1から4の基本理念を達成できたときに世界に追いつける、それが5番目だという見解をもらったので、うちもそうしよう。

国際的協調に追いつくのは5年間では恐らく無理だと思っている。浜田市だけでできる話ではないのだろうと思っている。

永見委員長  
大谷委員

ほかにあるか。

計画内に自治会やPTAの役員についても女性がという意味合いのことが書いてあると思うが、何か調査して把握して分析するようなことはあるのか。

人権同和教育啓  
発センター所長

自治会やPTAへの女性参画の推進は、計画の41ページにある。基盤作りの話になるのではと思う。自治会長の男女割合がどれくらいかは、数値としては持ってないが調べればすぐわかる。そこに対して、特に町内会長だったり、いわゆる町内の決めごと、世帯主が出て決める会だというのが、特に浜田のような高齢過疎社会ではその考えがすごく根強い。そこに向けて女性視点を必ず入れてくれ、会長が無理なら副会長を女性にとか。PTAも、何も男性が会長をする必要はないという考え。男性だけで固める組織はやめてくれと働きかけようと思っている。数値をまだ押さえてないので、何割を何割にしようというところまでは至ってないが、各学校にはそういう話はしている。そこまでにとどまっている。

大谷委員

つまり学校PTAや審議会はそのように流しているが、自治会までは至ってないということか。

人権同和教育啓  
発センター所長

おっしゃるとおりである。

永見委員長  
佐々木委員

ほかにあるか。

日本は遅れている。ちょうど受動喫煙と同じような感覚。これは国会議員が一生懸命進めないといけない問題なのではと思いながら聞いた。この間の話では先進国最下位で、今後3倍で進めない先進国から振り落とされるという話もある。では具体的に何をするか。国も県も示していない中で、どうやって進めていくのか。

もう一つは、目標を決めても社会全体の意識が変わらなくなかなか進んでいかないのでは。その意味も含めてこの委員会でいろいろやる必要があるのかと思うが、具体的に何をやったらよいかと思っているか。

人権同和教育啓  
発センター所長

金曜日に内閣府主催の勉強会、浜田女性ネットワーク主催で開催された。県の講師を呼んで説明会があった。そのときに世界に出遅れているから3倍速でやらないとだめだという話が出た。では3倍速で何ができるのか。具体的な取り組みを上げているが、その数値を達成するために、3倍速でできるかというところではないと思う。根底にある意識というのは根強い。やはりどこかで、男性が仕事、女性が家庭というのが当然だと思っている方がおられる。一昔前ならほとんどがそうだったのだが、流れが大分変わってきたにもかかわらず、世界からは全然遅れていると。これを続けていきひっくり返るかというところ難しいのかなとは思っている。

根底にある意識を変えるには、やはり仕組みが要るのだろう。1番は国

の仕組みが変わってくれることだと思っているが、一自治体の動きも活発化していて、今回の計画、これはどこの市町村もつくっているからそうだろうが、条例に男女という言葉を使わない条例をつくるといった動きをされているところもあるし、国の制度がないから市町村がパートナーシップ制度を設けているとか、いろいろなことをやっておられる。浜田市はそこまで至ってない。手法をいくつか取り入れて、計画にうたってあることも取り組んで、6年間やるが3倍速かと言われると違う。できることをやっているレベルかと感じる。国の計画のときに3倍速という話が出たので、願わくば、国から変わってくれればと思っているが、これが5年1や0年で変わるものではないと思っている。かといって何もしたくない、できることをやろうと。あらゆることをやってみたいとは思っている。

佐々木委員

上が見本を見せてくれないと社会へは広がらない。受動喫煙も一緒に、数年前に国会に行ったときに、いまだに委員会室でたばこが吸えるのにびっくりした。まず国会議員がたばこをやめないと受動喫煙が減らない。理論は一緒だと思っている。かといって各自自治体もこの取り組みを進めない。女性が他市、特に大都市に流出していく。経済面でも男女共同参画の取り組みに大きな影響があるのだとすると、これは進めた自治体ほど経済面へのメリットも出てくるので、早くすればするほど大きな成果があると思う。国県がどうあれ浜田市は浜田市でしっかりやっていただきたい。これは我々の仕事でもあるが。

これはまた違う次元かもしれないが、最近では行かなくなったが学校の職員室に座っていると、前は女性の用務員がお茶を入れてくれたが、今は男性の用務員が当たり前のようにお茶を入れてくれる。まさにここは男女関係ない仕事分野が成立していると感じた。そういった感覚が広がっていくことが、まず大事なのかと感じている。市は市で進めていただきたい。

三浦副委員長

鳥取県の事例も紹介されたが、今回の計画更新に当たりサブタイトルに思いを込められたと。前段ご説明いただいた人権基本計画の中身よりは、より具体的な計画にはなっている。男女共同参画推進条例があって計画があって、考え方と計画がリンクしていてそういう行動にも具体的に落とし込んでいけるという感想を持った。つまり計画タイトルにそうやって思いを込められたように、今回のテーマを提案するに当たり、手前で調べる中でも北上市や渋谷区の条例には、男女共同参画と多様性社会を推進する条例のような形で条例が更新されているケースが見られた。

今回計画をつくるに当たり、条例との整合性はどのように整理されたか伺う。

人権同和教育啓発センター所長

策定委員会の中でまず計画をつくる。大前提としては市の条例が基本にあることは皆言われた。この市の条例が平成17年にできている。それは国県にならった内容なので、国の方針に従ったものといえはそのとおりだが。これがずっと更新されてきてない中で、国も県も当市も計画再編をした。国や県はまだ女性とうたっているところも、うちとしては「誰もが」ということをなるべく強調した。それは委員からも意見が出て同意いただいたものである。条例内には「男女が」というのが必ず出てくる。計画内で対象者を落とし込む際、男女と書かないといけないの

かなと。男女で書くと、そうでない人に配慮できてないという意見が出た。条例を変えるのは難しいけど、計画は思いを込めて「誰もが」という表記にしよう。鳥取県の話も当然出て、鳥取県をならいたいという話が出た。最後の策定委員会のときにも、条例が変えられないなら仕方ないが計画の見出しだけでも変えようかという話が出た。

サブタイトルに「性別にとらわれることなく」云々と書いているが、性別にとらわれることなく云々計画にしようという意見も出た。こちらをメインにして、サブタイトルで男女共同参画推進計画と。それも島根県内で浜田市が一番に発信するのもよいという意見が出たのだが、そこでほかの意見も出て、条例がそうだし、県も基本法も「男女共同参画基本法」なので、この男女共同参画という視点がぼやけたら困る、男女共同参画という言葉を使わずに、「誰もが」とずっとうたっていくと、男性女性の性差の話ではなく人権の話になると。これはあくまで男女共同参画の話だから、「男女共同参画推進計画」という見出しは残そう、かわりに他市町村は入れてないサブタイトルを入れようということで、最終的にここに落ち着いた。

条例と国の基本法を外すわけにいかないから、計画も「男女共同参画推進計画」としたし、男女という単語もたくさん使った。この辺はジレンマが委員にもあったが、一応ここに落ち着いた。

三浦副委員長

男女共同参画局のホームページを見ると、主な政策として国の政策が打ち出されていて、その中に政治分野における男女共同参画を促そうとか、女性の活躍を促進しようとか、その中に、男性にとっての男女共同参画も促そうという政策分野が出ている。基本的な考え方を国や県にならって今回もつくられていったということだが、具体的な政策や、国ではこのような項目で政策を推進されている、県はこう、浜田市はこう、みたいなところは、何か照らし合わされたり、委員会の協議の中にあっただか。

人権同和教育啓  
発センター所長

2回目の委員会から素案を出すときに、国はこうなっている、県はこうなっている、それに対して市はこうしようと思うといったものを示している。国は国で大きい話。各都道府県に下ろす話と、世界に向けた話があって、PTAなどの話は全然出てこない。取り組みが全然違うので、そのまま横ならえができないのだが、柱立てと次の取り組みについては、構成自体は県・国にならってつくったことは説明し、ご納得いただいた。

県と市の取り組みはまあまあ似ている。県の取り組みをならった上で今回の再選を行っている。国と県の策定委員会の議事録などを読むと、県民からは「女性」の部分で「誰もが」にしたらよいのでは、という意見が出ている。県の最終的な見解は、国が女性としているので県もこれでよいと押している。うちはそうしなかった。なぜならうちの委員には「女性」ではなく、「誰もが」のほうがよいという思いが強かったためである。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

ではこの議題は終了する。執行部はここで退席されて構わない。

## 《 執行部退席 》

永見委員長

ここで私から1点提案がある。

この取り組み課題のテーマを「ダイバーシティの推進」としているが、これまででも内々でダイバーシティという文言についてご意見を伺っている。直訳すると多様性を意味する言葉で、年齢・性別・人種・宗教・趣味・嗜好などさまざまな属性の人が集まった状態のことを示す言葉であり、雇用機会均等の説明や経営戦略の議論の場で使われていることが多いのだが、この総務文教委員会ではそこに限定するものではないので、誤解を招かぬよう、またわかりやすい言葉のほうがよいのではないかという判断から、「多様性社会の推進について」に変更したいと思う。いかがだろうか。

( 「異議なし」という声あり )

では次回以降の議題は、「多様性社会の推進について」とさせていただきます。よろしく願います。

次回以降の取り組み方針についてここで少し決めたい。本日、説明があった計画内容、また策定経緯等を踏まえ、次回はそのおさらいを委員間でしつつ、その後の取り組みを検討していきたいと思うがいかがか。よろしいか。

芦谷委員

1回目に欠席したので確認なのだが、多様性社会云々というテーマで、着地は一体どこになるのかは共有されているのか。例えば条例制定をするとか。

永見委員長

これを提言につなげるとか、条例制定に持っていくかを今から協議を重ねて決めていきたいと思う。

次回の開催は一応、5月23日10時からと決定しているが、そうすると今から約2か月あくことになるので、その間で開催をさせていただきたいがいかがか。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

では4月中か5月のゴールデンウィーク明けの形になるかと思うが、4月後半あたりか。

芦谷委員

ある程度大まかな年間の思いなどを整理して、月1回などをまず決めたほうが。毎回いつがよいかと決めるよりも。いかがか。

永見委員長

という意見が出た。そのように決めさせていただこうと思うがいかがか。そうすると4月20日くらいになるのではと思うが。皆の希望はいかがか。

三浦副委員長

芦谷委員のご意見も理解するところではある。定例会議の委員会日程とはおおむね決まったところだと思うが、討論テーマの審議については必要に応じて開催していくべきだと思う。委員長からも先ほど提案があったように、次回が2か月先というのは議論としては寝かし過ぎるし、今日せっかく執行部からもインプットいただき、我々も今日はそれぞれの意見を控えながらヒアリングした状態なので、あまり間髪入れずに次回開きたいということも委員長と話していた。したがって、もちろん皆の都合も伺いながらだが、今回のインプットを踏まえ自身の整理をさせていただきながら、きちんと意見を持ってきていただける時間をある程度取

芦谷委員  
永見委員長

る必要もあるし、あまり寝かさない時間を都度見ながら、おおむねそういう時間で進めていきたいと正副で話していたのだが。芦谷委員、ご理解いただけるか。定例で日程を決めるのは難しいと思うので。

承知した。

先ほど4月20日あたりという話をしたが、その前後あたりで皆の都合はいかがか。では一応4月20日に決めさせてもらいたい。よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

時間は10時から予定させていただきたい。願います。

## 2 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol. 64 2月号】

永見委員長

正副委員長で回答案を作成した。皆のタブレットに配信しているのでごらん願う。もしご意見があればいただきたい。ないようならこのとおりに報告させていただいてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではこのとおりに報告させていただく。

## 3 その他

永見委員長

委員からほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

以上で総務文教委員会を終了する。

[ 12 時 10 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 永見 利久 ㊟